

事務連絡
平成20年4月22日

各住宅・建築・不動産関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

四号建築物に係る確認・検査の特例の見直しについて

小規模な木造戸建て住宅等の建築基準法（昭和25年法律第201号。）第6条第1項第4号に掲げる建築物については、建築基準法第6条の3及び第7条の5において、建築士が設計・工事監理を行った場合に構造耐力等に関する規定の審査を行わないという確認・検査の特例（以下「四号特例」という。）の規定が置かれています。

先般、四号特例が適用された建売住宅において、壁量計算を行っていない等の不適切な設計が行われ、約1,800棟の住宅で構造強度不足が明らかになる事案が発生したことを踏まえ、四号特例の見直しを予定しているところですが、見直しの具体的な内容や時期については今後の検討課題であり、また、その実施にあたっては、設計及び審査の現場が混乱しないよう十分に周知等を図ることとしています。

つきましては、四号特例の見直しに係る当面の対応について、別添のとおり建築関係者向けの文書を作成しましたので、貴団体の機関紙やホームページ等において当該文書を公開するなど、その周知方よろしくお願いします。